

令和8年3月

お客さま各位

京都北都信用金庫

暗号資産交換業者・資金移動業者への振込制限について (特殊詐欺等被害防止に関する取り組み)

平素より京都北都信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

近年、振り込め詐欺や投資詐欺、ロマンス詐欺などの被害が著しく増加しており、被害金が暗号資産交換業者や資金移動事業者の金融機関口座に送金される事案が多発しています。

当金庫は、金融庁および警察庁からの要請を踏まえ、お客さまの保護および不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込みに際し、支払口座名義人と異なる振込依頼人名でのお振込みはお断りさせていただく場合がございます。

また、支払口座名義で暗号資産交換業者や資金移動業者へお振込みされる際にも、詐欺被害防止のため、お振込みの理由などを確認させていただくとともに、必要に応じて確認のための資料等の提出をお願いする場合がございます。

お客さまにはご不便をおかけしますが、お客さまの大切な資産を守るため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【支払口座名義と振込依頼人名が異なる振込の例】

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
ホクト タロウ	ホクト タロウ	振込可
	12345 ホクト タロウ	
	ホクト ハナコ	振込不可
	HOKUTO TARO	

<参考>

金融庁および警察庁からの金融機関への要請 「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

- [金融庁のホームページ](#)
- [警察庁のホームページ](#)